

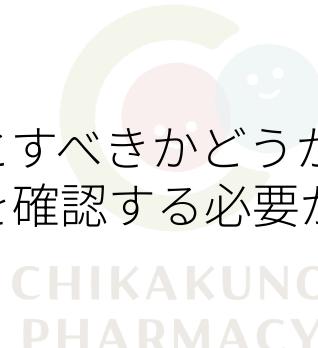
評価療養、患者申出療養又は 選定療養の内容及び費用に関する掲示

厚生労働大臣が定める「評価療養」と「選定療養」について
健康保険法の一部改正（平成18年法律第83号）により、
従来の特定療養費制度が見直されました。

これにより、医療の適正かつ効率的な提供を目的として、次の2つの制度が新たに整備されました。

1. 評価療養

保険給付の対象とすべきかどうか評価するために、適切な医療の提供状況を確認する必要がある療養です。



2. 選定療養

特別な病室の提供など、被保険者が希望に応じて選択できる療養です。

これらの療養を受けた場合、療養全体の費用のうち、基礎的な部分は保険給付の対象となり、特別料金に相当する部分は患者様の自己負担となります。これにより、患者様がより幅広い選択肢を持つことが可能になります。

なお、これらの療養の取扱いについては、それに定められたルールに従う必要があります。

薬局サービスに係わる料金について

健康保険の対象とならないサービスについては、以下の費用を頂戴いたします。

1. 容器代（水剤容器、軟膏容器、スポット） … 50円



「個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、「個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書」を無料で発行しています。

明細書には、調剤した薬剤名、調剤技術や薬学管理に関する項目が記載されますので、その点、ご理解いただき明細の発行を希望されない方は、窓口にその旨お申し出ください。

何かご不明な点がございましたら、お気軽にお得ねください。



調剤管理料、服薬管理指導料に関する掲示

調剤管理料

患者様やご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者様ごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方の提案を行います。

服薬管理指導料

患者様ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し説明を行っています。薬剤服用歴等を参照しつつ、患者様の服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。薬剤交付後においても、患者様の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています。

指定居宅療養管理指導事業所について（1）

事業所名 : チカクノ薬局

指定事業所番号 : 0840144836

事業所住所 : 茨城県水戸市城東1-3-8 イソラヴェラ1-B

電話番号 : 029-306-7375

運営方針

要支援・要介護状態等にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師の指示にもとづいて薬剤師が訪問して薬剤管理をいたします。

指定居宅療養管理指導の内容

- 主治医との連携のもとに、薬学的な管理指導と薬学的管理計画に基づく指導。
- 居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）への、居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供。
- 要介護者または家族への、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言。
- その他、療養生活向上のための指導・助言等。

従事者

薬剤師 2名（常勤 1名、非常勤 1名）

営業日及び営業時間

月～金曜日 8：30～17：30

指定居宅療養管理指導事業所について（2）

利用料

- ①介護保険報酬に応じた利用者負担額をいただきます。
但し公費により負担が変わる場合があります。
- ②居宅療養管理指導に要した交通費等については、
実費をいただきます。

虐待防止のための措置に関する事項

高齢者虐待防止指針参照



苦情処理

居宅療養管理指導等に関わる苦情が発生した場合は、迅速かつ適切に対処するよう、必要な措置を講じます。

その他運営に関する重要事項

- ①健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。
- ②個人情報に関しては運営規定により利用者に相談の上慎重に
対処いたします。

利用者の皆様へ

当事業者の介護保険の取り扱いは、次の通りです。

1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

2. 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日 : 8:30～17:30

土曜・日曜・祝日 : 休業

※緊急時は上記の時間に限りません。

3. 利用料金

单一建物居住者が1人 : 1回につき518単位

单一建物居住者が2人～9人 : 1回につき379単位

单一建物居住者が10人以上 : 1回につき342単位

なお、介護認定を受けられていない方は、医療保険で次のとおり取り扱いをいたします。

訪問薬剤管理指導について

单一建物居住者が1人 : 1回につき650点

单一建物居住者が2人～9人 : 1回につき320点

单一建物居住者が10人以上 : 1回につき290点

オンライン服薬指導に関するご案内

当薬局では、患者様の利便性向上のため、オンライン服薬指導を実施しております。ご利用にあたっては、以下の内容をご確認ください。

オンライン服薬指導の予約方法

- ・ オンライン服薬指導は予約制となっております。
- ・ 事前のご予約は**LINE**にて承ります。

オンライン服薬指導の方法

- ・ オンライン服薬指導は**LINE**を使用して行います。
- ・ ご利用にはスマートフォンやパソコン等、通信可能な端末が必要です。

薬剤の配送方法

- ・ 薬剤は**ヤマト運輸**または**日本郵便**にて配送します。
- ・ 配送の日時指定も可能ですので、ご予約時にご相談ください。

費用の支払方法

- ・ 費用は**オンライン決済（クレジットカード）**にてお支払いただきます。
- ・ 商品受取時の代金引換は行っておりません。

お問合せ・ご予約

- ・ ご不明点は薬局までお問合せください。
- ・ LINEアカウント：[@761gxuxe]



特掲診療料の施設基準

- 調剤基本料 1
- 特定薬剤管理指導加算 2
- 後発品医療品調剤体制加算 3
- 連携強化加算
- 医療DX推進体制整備加算
- 医療情報取得加算
- 無菌製剤処理加算
- 在宅患者訪問薬剤管理指導料
- 在宅中心静脈栄養法加算
- 在宅患者医療用麻酔持続注射療法加算

医療情報取得加算

当薬局ではオンライン資格確認システムを活用し薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めており以下のとおり医療情報取得加算を算定しています。

調剤時 … 1点（12ヶ月に1回）

マイナンバーカードの利用で調剤情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

CHIKAKUNO
PHARMACY

正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の利用にご協力をお願いいたします

医療DX推進体制整備加算

当薬局では次のような取り組みを行い、医療DX推進体制整備加算を算定しております。

- ・オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤・服薬指導等を行う際に同意いただいた情報を閲覧し活用しています。
- ・マイナンバーカードを健康保険証（マイナ保険証）として利用することを推進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用する等、医療DXに係る取り組みを実施しています。

連携強化加算

当薬局は、厚生労働大臣が定める連携強化加算を算定する薬局で、災害や新興感染症発生時において、関係機関と連携し、医薬品の供給や衛生管理等に係る対応を行います。

対応概要：

- ・新興感染症対策に係る検査キットの販売
- ・新型コロナウイルス感染症治療薬の準備と対応
- ・保健所等が行う疫学調査への協力
- ・災害時における薬剤師派遣等に係る薬剤師会からの協力要請への対応 等

後発医療品調剤体制加算

当薬局は、厚生労働大臣が定める「後発医薬品調剤体制加算3」を算定する薬局で、後発医薬品の調剤を積極的に行っております

